

羽村高校 生徒心得

羽村高校生徒スタンダード

- 1 授業には真摯な態度で取り組む。
(禁止事項：遅刻・不要物持ち込み等)
 - 2 将来の進路実現に向け身だしなみを整える。
(禁止事項：化粧・装身具装着・頭髪の色や形・スカート丈等制服の加工)
 - 3 お互いの人格を尊重し、協力して物事に取り組む。
(禁止事項：いじめ及びいじめが疑われる行為、SNSでの講謗・中傷、不適切な投稿等)
- * 禁止事項については、家庭連絡、特別指導や登校禁止等、厳しく対応する。

羽村高校生徒心得（総則）

- 1 社会の一員としての自覚をもって行動すること。
(あいさつの励行、礼儀、けじめ、法律や社会のルール、マナー等の順守)
- 2 Face to Face（お互いに面と向かって直接）のコミュニケーションを心がけること。
(携帯・スマホへの過度な依存はしない。授業や集会の時は使用禁止)
- 3 学校生活を中心とした生活リズムを確立すること。
(部活動や地域活動等への積極的参加、家庭学習の励行)

羽村高校生徒心得（細則）

本校生徒として守るべき事項

1 登下校

- 1 登下校は、本校の制服を正しく着用すること。
- 2 本校生として行動する場合や行事の際は制服を着用すること。(特別の指示があるときは除く)
- 3 やむを得ない事情で制服が着用できないときは、異装願いを提出して許可を得ること。
- 4 SHR前までに登校し、教室で着席していること。
- 5 登校後は、放課後まで外出してはならない。(昼食を買うための外出はできない。) やむを得ず外出する場合は、外出許可願を提出して許可を得ること。
- 6 自動車・バイク等での通学は同乗を含め認めない。(保護者による理由のある送迎は自動車のみ認める。)
- 7 自転車に通学する者は必ず防犯登録と保険加入を行ったうえで学校へ届け出ること。

2 服装

- 1 当該学年の制服を正しく着用すること。
- 2 ブレザー・スカート・ズボン・ネクタイ・リボンは学校指定のものとする。
- 3 ワイシャツ・ブラウスは、白無地とする。
- 4 サンダルでの登校は禁止とする。(骨折など特別な場合を除く)
- 5 夏季略服として学校指定のポロシャツ（白・紺）の着用を認める。
- 6 11月1日から4月30日までは、ブレザー・ネクタイ及びリボンを必ず着用すること。
- 7 儀式及び校外学習時・入学式・卒業式・始業式・終業式(修了式)・芸術鑑賞教室等は正装とする。
ブレザー・ワイシャツ(ブラウス)・スボンまたはスカート(2022年度以前の入学者はグレー)・ネクタイ

- 8 下の項を満たすニットベスト・セーター・カーディガンは、制服に準ずるものとして認める。
 - イ. 形は、着用時にネクタイ・リボンが見えるようにV襟とする。
 - ロ. 色は白・紺・黒・グレーを基本とする。ワンポイントは認めるが目立たないものとする。
 - ハ. 無地とする。
 - ニ. 模様のあるものは認めない。
- 9 ブレザーを着用しないで、ジャンパーやコート等を着ることは、年間を通じて認めない。また、パーカーやスウェット上下も年間を通して着用しない。防寒着は色・形とも華美でないものとする。
- 10 5月1日から10月31日の期間は、上記の条件を満たすニットベスト・セーター・カーディガン及び学校指定のポロシャツで登校することを認める。但し、ポロシャツの下に長袖のアンダーシャツなどの着用はしないこと。
- 11 上履き・体育館履きは、学校指定のものを使用すること。(貸し借り交換は認めない)

3 身だしなみ

- 1 頭髪については、脱色・染色等人工的に手を加えた髪色はしないこと。
- 2 人工的に変形した髪型は認めない。剃り込み、パーマ、アフロ、コーンロウなどの極度の編み込み、エクステなどは禁止とする。(但し、生まれつきの髪型についてはこの限りではない) また、装身具はつけず化粧・マニキュア・カラーコンタクトなどはしないこと。さらにアクセサリーなど装飾品はつけないこと。ひげを伸ばすことは認めない。
- 3 スカートを短く加工することは認めない。なお、加工する必要があると認められた場合には、必ず学校の許可を得ること。短く加工した場合には、再購入とする。

4 校内生活における留意点

- 1 必要以上のお金・貴重品を持ち込まないこと。
- 2 学習に不必要なものは持ち込まないこと。
- 3 金品の紛失・盗難・拾得の場合は直ちに担任または生活指導部に届け出ること。
- 4 上履きのまま校舎外へ出ないこと。
- 5 立ち入り禁止区域(非常階段・非常口・屋上等)へは、特別の場合以外は立ち入らないこと。
- 6 施設・学校の備品等は担当者の許可を得て使用すること。施設・学校の備品等を破損・紛失・汚損したときは、直ちに担当者(担任・顧問・生活指導部)に届け出ること。
- 7 学校の内外を問わず、集会・生徒間の金品のやり取り・掲示・印刷物の配布・物品の陳列等を行う場合は、事前に担任及び生活指導部に願い出て許可を受けること。
- 8 住所・保護者等の変更は、担任を通して経営企画室に届け出ること。
- 9 欠席・遅刻・早退の時は、担任に申し出ること。(欠席・遅刻については8時から8時25分までに連絡をすること。)
- 10 特に指示のないときは、制服を正しく着用すること。

5 自転車通学規則

- 1 自転車通学届を生活指導部に提出すること。
- 2 ステッカーを車体後部の泥除けに貼ること。(泥除けがない場合は見えやすいところに貼ること。) また、新規で自転車を購入した場合や、剥がれるなど校名や番号が認識できなくなったときはただちに新しいステッカーを発行すること。
- 3 交通規則を守り、迷惑で危険な乗り方はしないこと。
以下の5項目については指導対象になる。
 1. 傘さし走行 2. 二人乗り走行 3. イヤホンを着用しての走行
 4. 携帯電話等を操作しながらの走行 5. 危険走行(並走、逆走、飲食しながらの運転など)
- 4 学年の自転車置き場を使用し、必ず鍵をかけること。二重ロックが望ましい。
- 5 必ず保険に加入すること。
- 6 雨天時はレインウェアを着用すること。

6 学校生活など

- 1 自ら進んであいさつするよう心がけること。
- 2 相手の立場を考え、思いやりをもって行動すること。
- 3 法律や社会のルールを守ること。
- 4 公共のマナーを守ること。
- 5 部活動や地域の活動に積極的に参加すること。
- 6 5分前行動に努めるなどして時間を厳守すること。
- 7 不適切なSNSの使用は控えること。
- 8 教員の指示・指導に素直に従うこと。

7 その他

- 1 風紀上好ましくない施設・場所への出入りをしないこと。
- 2 宿泊を伴う旅行は、保護者の承認を得ること。
- 3 学校休業日の登校は原則として認めない。部活動・生徒会活動・HR活動等については、届を担当教諭に提出すること。
- 4 休業中の登校については、別に定めるところによる。
- 5 アルバイトは原則として禁止する。やむを得ず行う場合は、学校生活に支障のないように職種・場所・時間等について充分検討し、保護者の承認を得て担任及び生活指導部に届け出ること。
- 6 運転免許を取得する場合は、必ず保護者の了承を得て学校生活に支障がないようにすること。

各種届・願いについては、『各種届・願い』の項に示す規定に従うこと。